

浦 行 審 第 8 号

令和3年8月23日

浦安市長 内 田 悦 嗣 様

浦安市行政不服審査会

会長 下 井 康 史

審査請求に係る諮問について（答申）

令和3年4月5日付け浦市税第549号による下記の諮問（令和3年度諮問第1号）について、別紙のとおり答申します。

記

審査請求人が令和2年10月12日付けで提起した、処分庁浦安市長による市税減免申請却下決定処分に対する審査請求についての諮問

別 紙

諮問番号：令和3年度諮問第1号

答申番号：令和3年度答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

令和2年10月12日付け審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 事案の概要

- 1 審査請求人の令和元年所得に対する市県民税納税額（以下「本件納税額」という。）は、66,600円とされ、納期限が第1期については令和2年6月30日まで、第2期については令和2年8月31日まで、第3期については令和2年10月31日まで、第4期については令和3年1月31日までと定められた。
- 2 令和2年6月30日、審査請求人は、本件納税額について減免申請書を提出した。
- 3 令和2年7月20日、処分庁は、上記減免申請について却下処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 4 令和2年10月12日、審査請求人は、浦安市長に対して、本件処分の取消しを求めて審査請求をした。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求めるとともに、本件納税額の再計算及び既に納付した市県民税の返金を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 同時期に同じ添付書類を添付して行った国民健康保険税及び国民年

金保険料の減免申請はそれぞれ減額及び免除の決定がされたにもかかわらず、市県民税の減免申請は却下となった。これは、行政機関の不平等かつ不公平な判断であり、違法である。

イ 減免申請書に担当課職員が記入した「口頭で、2020年は所得皆無、再就職も特定職業のため経済的事由で困難とのこと」という記載の内容は事実ではなく、そのような瑕疵がある状態で処分庁において決裁手続が行われたことは納得できない。

ウ 減免申請の添付書類については、食費や光熱費のレシート等、可能な限りの提出書類を提出することを申請時に提示したが、必要な追加書類の提出を求められることはなかった。

エ 処分庁が浦安市税条例第51条第1項第2号に該当するかを審査した際に、「再起、再就職が不能で納税が困難であるか」についての判定理由は「客観的な事実」があったこととしているが、法律や指標に基づく基準か数値ベースで判断されたものではなく、また、何をもって「客観的」であるのかの説明や提示がなかった。客観的に判断したという言葉だけでは、法律や明文化された指標に基づいておらず透明性が非常に低く、これは「正当な却下理由」ではない。

オ 審査請求人の再就職活動については、コロナ禍における航空業界の状況、再就職することができる可能性の高い観光業界やサービス産業一般の状況を説明し、劣悪な環境であることと、特別な状況下である説明を行った。特定の職種だけでなく、3大産業における数十年に1度の有事下であったことを「他の減免事由に当たらない」と判断されてしまったことは、十分な留意や審査がされていたとはいえ、浦安市税条例第51条第1項第5号の「前各号に掲げるもののほか、特別の事由がある者」を適用しなかったことは理解できない。

カ 減免申請時に担当課職員が審査請求人に対して「健康であれば免除や減免は認められないんですよ」との発言があった。この発言は、担当課が減免申請審査を丁寧かつ十分に留意した上で行ったとは考えにくい。

キ 審査請求人が本件処分の理由を担当課職員に尋ねた際に、担当課職

員が「令和2年度も払えるのではないか」という勝手な発言をした。また、他の担当課職員数名もその発言内容と同様の判断をした旨の発言もあった。コロナ禍における市民の状況は様々であり、決して憶測や職員の価値観で判断されるべきではなく、市民の生死にも関わる申請に対して、憶測での公式回答は許容されるとは思わない。担当課による発言や回答から、本件処分の理由である「客観的な事実」は、実態とは大きく乖離しており、「正当な理由」だったとは判断ができない。

2 処分庁の主張

- (1) 国民健康保険税及び国民年金保険料の減免は、それぞれの減免制度において、それぞれの減免基準により決定されているものであり、それぞれの減免決定が本件処分の判断に影響を及ぼすことはない。
- (2) 令和2年7月16日付けで審査請求人から申請された令和2年度国民健康保険税の減免は、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険（税）の減免に対する財政支援の基準について（令和2年5月1日付け保国発0501第1号厚生労働省保健局国民健康保険課長通知）」に定める、新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、給与収入の減少が見込まれる世帯の基準に基づき、当該基準に合致すると判断し、減額を決定した。
- (3) 審査請求人が申請した令和2年度国民年金保険料の減免は、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料免除等に係る臨時特例手続等について（令和2年4月23日付け保国発0501第1号厚生労働省年金局事業管理課長通知）」に定める減免基準に基づき日本年金機構が決定したものであり、浦安市長は、当該減免の申請の受付のみを行った。
- (4) 地方税法第323条は、市県民税の減免事由として、天災その他特別の事情がある場合に、条例の定めるところにより市県民税を減免することができるとしている。減免は、法に定められた措置だけでは救済しえない、担税力が薄弱な、あるいはそれに欠けるような者に対して、個々の地方公共団体が自主的な判断に基づいて救済措置を講ずるものである。

その判断は、担税力の喪失に係る客観的事実を受けて判断するものである。

- (5) 浦安市税条例第51条第1項において、具体的な市県民税の減免事由として、第1号で生活保護法の規定による保護を受ける者、第2号で当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者、第3号で学生及び生徒、第4号で公益社団法人及び公益財団法人、第5号ではかに特別の事由がある者と定めている。なお、特別の事由とは、第1号から第3号までに準じる客観的に担税力を著しく喪失した者で、減免することが公益上必要である場合をいう。
- (6) 処分庁は、減免申請について、審査請求人が平成31年中に会社を退職し、以後収入が無くなり、新型コロナウイルス感染症の影響で、再就職についても未経験業種を含め就職活動をしたが、経歴等を理由に断られている状況だと口頭で主張していたことから、浦安市税条例第51条第1項第2号に該当するかを浦安市市民税減免取扱基準（以下「取扱基準」という。）第5条第1項及び別表により審査した。
- (7) 具体的には、①「退職した理由が自己都合でないこと」、②「年中の収入見込額の減少割合が5割を超えるかどうか」、③「再起、再就職が不能で納税が困難であるか」、の3点を全て満たすか判定した。①及び②については、申請時の本人主張及び市が保有している審査請求人の課税資料よりこれを満たすと判定した。
- (8) ③については、現在の経済状況で再就職への環境は劣悪であることは周知のとおりであるが、税負担の公平性の観点から、担税力の確認として、今後の就労が可能か、就労が困難である場合に医師による診断はあるのかなどにより判定した。それに関して、審査請求人から医師の診断書等の就労が困難であることを証明する書類の提出がなかったことから、審査請求人に再就職の意思があること、労働に支障となる疾病等がないことを確認した上で、審査請求人が就労が可能であると判断し、③を満たしていないと判定した。
- (9) 以上のことから、取扱基準第5条第1項の事由に当たらないとし、ま

た、他の減免事由にも当たらないことから、本件処分を行った。

第4 審理員意見書の要旨

1 本件に係る法令等の規定について

浦安市税に関する関係規定は、次のとおりとなっている。

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）

（市町村民税の減免）

第323条 市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において市町村民税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができる。但し、特別徴収義務者については、この限りでない。

イ 浦安市税条例（昭和30年条例第7号）

（市民税の減免）

第51条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免する。

- (1) 生活保護法の規定による保護を受ける者
- (2) 当該年において所得が皆無となつたため生活が著しく困難となつた者又はこれに準ずると認められる者
- (3) 学生及び生徒
- (4) 公益社団法人及び公益財団法人
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特別の事由がある者

2 前項の規定によつて市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに規則で定める事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定によつて市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

ウ 浦安市市民税減免取扱基準（平成26年4月1日施行）

（基本原則）

第2条 減免は、納税義務者の担税力その他個々の個別的事情を考慮す

ることを原則とする。したがって、この基準を一律かつ無条件に取扱うことのないように留意するものとする。

(減免の取扱い)

第3条 市民税の減免の取扱いは、次に掲げるところによる。

(1) 減免の対象とする税額は、減免申請書の提出があった日以後に納期限が到来する当該年度の納期に係る税額について適用し、未だ納付していない税額とする。

(2)・(3) 省 略

(所得激減者等の減免)

第5条 条例第51条第1項第2号に該当する者とは、次のいずれかに該当する納税義務者とする。

(1) 失業、廃業、休業、その他これらに準ずる事由により、当該減免申請に係る年中の所得が皆無となり、又は著しく減少し、かつ、再起、再就職が不能で納税が困難であると認められる者。但し、結婚、出産等自己都合による退職は適用しない。

(2) 本人又は生計を一にする親族の負傷又は疾病により、多額の医療費（保険金等により補填される金額を除く。）を要し、かつ、納税が困難であると認められる者。

2 市長は、前項に規定する者の市民税の所得割額を別表に定めるところにより、減額又は、免除することができる。

別表

区 分	減 免 の 範 囲	減免の割合	摘 要
条例第51条第1項第2号に該当する場合	1. 失業、廃業等により収入が著しく減少した場合（第5条）		<ul style="list-style-type: none"> 当該年中の収入見込額の減少割合が5割を超える者が対象 収入見込額は、雇用保険法に規定する失業給付、健康保険法等に規定する休業を給付事由とする傷病手当金等を含めた額とする。
	(1) 前年の合計所得金額が300万円以下の者。	所得割額の全額	
	(2) 前年の合計所得金額が300万円を超え450万円以下の者。	所得割額の2分の1	
	(3) 前年の合計所得金額が450万円を超え600万円以下の者。	所得割額の4分の1	
	(4) 前年の合計所得金額が600万円を超え1千万円以下の者。	所得割額の8分の1	

2 審理員の意見

審査請求人側、処分庁側、双方の主張を踏まえた上で、次のとおり検証・判断する。

(1) 本件処分の審査について

市民税県民税の減免については、地方税法第323条の規定により、条例の定めるところにより、減免することができる。浦安市では浦安市税条例第51条第1項各号のいずれかに該当する者のうち市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免することとし、処分庁では、基準により具体的な取扱いを定めている。本件申請における申請書では、浦安市税条例第51条第1項第2号に該当するとして申請が行われている。

そこで、本件申請が、浦安市税条例第51条第1項第2号に該当するかを検討する。処分庁では、取扱基準により審査を行っており、取扱基準において浦安市税条例第51条第1項第2号に該当する者は、取扱基準第5条第1項各号のいずれかに該当する納税義務者とするとしている。本件処分では、取扱基準第5条第1項第2号に掲げる事由である「多額の医療費を要し、かつ納税が困難である者」に該当しないことは、審査請求人、処分庁の双方に争いは無い。

処分庁は、取扱基準第5条第1項第1号に該当するかを、具体的に3点の事由から審査し、「退職した理由が自己都合でないこと」及び「年中の収入見込額の減少割合が5割を超えるかどうか」という2点については、申請時の本人主張及び処分庁が保有している審査請求人の課税資料により満たしていると判定している。残る1点の「再起、再就職が不能で納税が困難であるか」について、医師の診断書等の客観的な事実により該当することが立証されていないため、基準を満たしていないと処分庁は判定したものである。

審査請求人の主張では、減免審査を円滑に進めるため、食費や光熱費のレシート等、可能な限りの提出書類を提供することを申請時に提示したが、処分庁から申請に必要な追加書類は何も求められることはなかったとしている。また、「再起、再就職が不能で納税が困難であるか」に

ついて、法律や指標に基づく数値により判断されたものではなく、透明性が低く、正当な却下理由ではないとしている。

この点について、市民税県民税は前年の所得に対して翌年度課税される制度であり、税負担の公平性を確保する観点から、納付時期の所得にかかわらず納税することが原則であるといえる。その一方で、減免は法に定められた措置だけでは救済しえない、担税力が薄弱な、あるいはそれに欠けるような者に対して、個々の地方公共団体が自主的な判断に基づいて救済措置を講ずるものであり、その判断には担税力の喪失に係る客観的事実の証明を受けて判断するものであるとされている。

このことを踏まえると、「再起、再就職が不能で納税が困難であるか」ということについても、担税力の喪失に係る客観的事実の証明が必要となるものと考えられる。

本件処分に係る窓口での応答など審査の経過を確認したところ、審査請求人は、再就職の意思があり、労働が可能な状況であるが、新型コロナウイルス感染症の影響による社会情勢により、就職が困難であるとのことである。このことを証明する客観的な事実が提出されることはなく、審査請求人は、添付書類を求められることはなかったと主張する。しかしながら、処分庁は、医師の診断など客観的な事実として、証明書類の提出が必要となる旨を伝えており、審査請求人が主張する食費や光熱費のレシート等の書類では担税力を確認することはできないと考えられる。

以上を踏まえると、新型コロナウイルス感染症の影響による社会情勢という特殊事情はあるものの、「再起、再就職が不能で納税が困難であるか」ということについて、担税力の喪失に係る客観的事実の証明はされておらず、処分庁の却下決定は妥当な判断であったと言えるものである。

(2) 条例による他の減免事由の適用可能性

浦安市税条例第51条第1項第2号以外の減免事由については、同項第5号以外の適用がないことについて、審査請求人、処分庁の双方に争いは無い。

審査請求人は、新型コロナウイルス感染症の影響による社会情勢の特

殊事情を考慮して、第5号を適用すべきと主張する。

しかしながら、処分庁によると、第5号の適用については、第1号から第3号に準じるということで、客観的にその担税力を著しく喪失した者で減免することが公益上必要である場合を想定しているとのことであり、取扱基準の規定によると、例えば生活困窮のため、私的な生活扶助を受けている者、または生活保護に準ずると認められる者などと定義しているところである。

これを踏まえると、本件申請については、該当となる事情は、特段認められない。

ところで、地方税法等の一部改正により、令和2年4月30日より、新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実がある場合において、納税者又は特別徴収義務者が令和3年1月31日までに納付し、又は納入すべき一定の地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することが困難であると認められるときは、その地方団体の徴収金の納期限内にされたこれらの者の申請（地方団体の長においてやむを得ない理由があると認める場合には、その地方団体の徴収金の納期限後にされた申請を含む。）に基づき、その納期限から1年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができることとされた。

浦安市においては、新型コロナウイルス感染症の影響等により、市税の納付が困難になった者について、徴収猶予の特例措置で対応することとしている。新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るために設けられた制度が、徴収猶予の特例措置であり、本件のような事案に対応する措置であると言える。

よって、減免制度の適用ではなく、徴収猶予の特例措置を適用すべき事案であったと考えられるものである。

(3) 結論

以上のことから、本件処分については、適法な理由と手続によって行われたものと判断する。したがって、本件処分に何ら違法及び不当な点はなく、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45

条第2項の規定により棄却されるべきである。

3 付言

審査請求人は、反論書において、処分庁職員の謝罪を求める旨主張しているが、行政不服審査制度は、処分の取消しを争うものであり、本件審査請求において謝罪を求めることはできないので、申し添える。

なお、本件処分については、審査請求人と処分庁の関係の中で、お互いの主張が交錯している部分が多い。これは、基準のわかりにくさや、処分庁の制度の周知が不足していることに起因するものであると、審理員としては感じており、処分庁においては、よりわかりやすい制度設計に努められることが求められるものである。

第5 調査審議の経過

令和3年4月5日 審査庁からの諮問

同年5月14日 第1回審議（書面会議）

同月28日 審査請求人から追加資料の提出

同月31日 処分庁から追加主張書面等の提出

同年6月11日 第2回審議

第6 審査庁の考え

- 1 本件審査請求を棄却すべきである。
- 2 理由は、審理員意見書に同じ。

第7 審査会の判断の理由

1 前提

本件審査請求において審査請求人は、浦安市長に対して市県民税の減免を求めているところ、市県民税は、前年の所得に対して翌年度課税される税であり、税負担の公平性を確保する観点から、納付時期の所得にかかわらず全額納税をすることが原則である。

一方で、災害、疾病、著しい損失を受けた等の事実により、本来納期限までに納付されるべき税を一時的に納税をすることができない担税力が薄

弱な者やそれが欠ける者に対しては、納税資金調達の時間的余裕を与えるため、徴収猶予の制度が設けられている。

市県民税の減免は、上記徴収猶予の制度等の法に定める措置によってもなお納税をすることができない者に対して、これを救済するために行われる制度である。

市県民税の減免に関する規定としては、地方税法第323条（第4の1ア参照）が定められ、市町村長が条例で定めるところにより、天災その他特別の事情がある場合において減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、減免を行うことができる旨を規定している。

これを受けて、浦安市は、浦安市税条例第51条第1項（第4のイ参照）において、地方税法第323条の規定による減免の対象者を、同項各号が列挙するもののうち、市長において必要があると認めるものとする旨を規定し、また、浦安市長は、同項の定めに従って減免の可否を判断するために必要とされる具体的な審査基準として、取扱基準（第4の1ウ参照）を定めている。

そして、取扱基準第2条は、納税義務者の担税力その他個々の個別的事情を考慮することを原則とし、取扱基準を一律かつ無条件に取扱うことのないように留意する旨を規定していることから、減免可否の決定は、減免申請者の個別具体的な事情に応じて判断されなければならない。

これらに基づき減免の判断を行うことに関して不合理な点は認められないので、本件においても、浦安市税条例第51条第1項各号に該当する事情があったか、及び減免を行う必要性があったか否かという観点から検討する。

2 浦安市税条例第51条第1項第2号の該当性の判断について

審査請求人は、減免申請書において浦安市税条例第51条第1項第2号該当である旨を記載し、口頭でも平成31年中に離職し、再就職ができず収入がないことを申し出ていることから、同号に該当するか否かについてまず検討されるべきである。

処分庁は、同号該当性について、減免は納税義務者の担税力その他個々

の個別的事情を考慮することを原則とする旨を定める取扱基準第2条の基本原則を踏まえて審査請求人の個別的事情も考慮し、取扱基準第5条第1項第1号及び別表の規定により、審査したとのことである。

処分庁は、取扱基準第5条第1項第1号に係る審査に関する具体的な基準を①「退職した理由が自己都合でないこと」、②「年中の収入見込額の減少割合が5割を超えるかどうか」、③「再起、再就職が不能で納税が困難であるか」としている。

この点、取扱基準は、地方税法及び浦安市税条例に基づき浦安市長が租税に係る専門的見地から定めた内部基準であるところ、少なくとも再起、再就職の可否に係る部分については、労働の支障となる疾病等のない就労が可能な状況であれば継続的な給与等収入が生じ得る点で担税力が認められるのが一般的であることから、本件における当該部分に係る基準は合理的であると認められる。

当該基準の該当性に関して、処分庁における審査請求人への聴き取りや審査請求人が提出した資料を審査した結果、①及び②に該当する判断がなされたことについては、審査請求人は争っておらず、当審査会としても異論はない。

③に関しては、審査請求人は、処分庁の判断が法や指標に基づく判断がなされたものではなく、その理由中において「客観的」という言葉を述べているに過ぎず具体的な説明がないため、判断の透明性が低いことから正当な却下理由とはなり得ないこと、及び担当課職員の発言からして、本件処分の理由は正当なものであったと判断することができない旨を主張している。

この点、処分庁は、取扱基準第2条を踏まえ、審査請求人への聴き取りにより、労働の支障となる疾病等はなく、医師の診断書もないこと、審査請求人には再就職の意思があることなど審査請求人の個別的事情も含めて確認した上で、就労が可能であり担税力はあると判断したものであり、その考慮事項や考慮内容に特段不十分な点は認められない。

以上のことから、審査請求人の個別的事情を考慮すれば取扱基準第5条第1項第1号に該当するとはいえず、もって浦安市税条例第51条第1項

第2号に該当するとは認められないとした処分庁の判断は、適切である。

3 浦安市税条例第51条第1項第5号の該当性の判断について

審査請求人は、新型コロナウイルス感染症の影響により、審査請求人が再就職することができる可能性の高い観光業界やサービス産業の状況が「3大産業における数十年に1度の有事」であるにもかかわらず、浦安市税条例第51条第1項第2号以外の減免事由に当たらないと判断されたことは、処分庁において十分な留意や審査が行われていたといえず、特に同項第5号を適用しなかったことは理解し難い旨主張している。審査請求人が主張する事情が同項第1号、第3号及び第4号の規定に関わらないことは明らかなので、同項第5号に該当するか否かについて検討する。

この点、審査請求人が主張している、観光業界やサービス産業の現下の状況が「3大産業における数十年に1度の有事」であることについて、確かに、これらの業界や産業の状況は「3大産業における数十年に1度の有事」であるかもしれないが、収入を得る方法はこれらの業界や産業に限らず多様であるから、労働の支障となる疾病等がなく、再就職の意思もあることといった審査請求人の個別的事情も踏まえると、収入を得ることができる可能性がないとはいえない。

以上のことから、審査請求人の個別的事情を考慮すれば、審査請求人の主張には理由が認められず、他に浦安市税条例第51条第1項第5号に該当する事由は認められないことから、同号には該当しないものとするのが相当である。

4 国民健康保険税及び国民年金保険料と本件処分との関連性

審査請求人は、市県民税の減免申請と同時期に同じ添付書類を添付して行った国民健康保険税及び国民年金保険料の減免申請はそれぞれ減額及び免除の決定がされたにもかかわらず、市県民税の減免申請は却下となったことが、行政機関の不平等かつ不公平な判断であり、違法であると主張している。かかる事情が、本件処分との関係で違法性をもたらすか否かについて検討する。

令和2年7月16日付けで審査請求人から申請された令和2年度国民健康保険税の減免は、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少

した被保険者等に係る国民健康保険（税）の減免に対する財政支援の基準について（令和2年5月1日付け保国発0501第1号厚生労働省保健局国民健康保険課長通知）」に定める、新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、給与収入の減少が見込まれる世帯の基準に基づき、浦安市長が当該基準に合致すると判断し、減額を決定した。

審査請求人が申請した令和2年度国民年金保険料の減免は、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料免除等に係る臨時特例手続等について（令和2年4月23日付け保国発0501第1号厚生労働省年金局事業管理課長通知）」に定める減免基準に基づき独立行政法人日本年金機構が決定したものであり、浦安市長は、当該減免の申請の受付を行ったにとどまる。

この点、審査請求人に係る国民健康保険税及び国民年金保険料の減免は、本件処分と異なり、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響からの救済を図る目的から全国一律に設けられた特別な基準により決定され、さらに、国民年金保険料にあつては、浦安市と異なる機関により決定されているものである。

以上のことから、審査請求人に係る国民健康保険税及び国民年金保険料の減免が認められたとしても、本件処分を妨げるものではない。

5 減免申請の判断過程における瑕疵の判断

(1) 審査請求人は、減免申請書に担当課職員が手書きで記入した審査請求人が特定職業である旨の記載内容の真偽について、審査請求人に確認がされないまま決裁されたことは納得できるものではないと主張している。

この点、仮に審査請求人が特定職業である旨の記載が事実誤認であったとしても、審査請求人が特定職業であったか否かは、他業種も含めた再就職の可否との関連性は低く、本件処分に影響を与えたとは認められない。

(2) 審査請求人は、担当課職員の「健康であれば免除や減免は認められないんですよ」との発言が減免申請審査を丁寧かつ十分に留意した上で行ったとは考えにくいと主張し、また、担当課職員の「令和2年度も払

えるのではないかと思ってしまった」との憶測が実態と大きく乖離していると主張している。

この点、仮に上記発言があったとしても、これらは担当課職員が窓口において口頭で対応した際の発言の一部に過ぎず、審査請求人の就労可能性、就労意思の判断に関して審査手続を粗雑に行ったとか、本件処分に係る判断が歪曲された等の事情は認められず、本件処分には影響しない。

6 結論

上記で検討したもののほか、審査請求人の主張からは、浦安市税条例第51条第1項各号に該当する事情及び減免の必要性は認められない。

以上から、本件審査請求は、棄却されるべきである。

以 上

浦安市行政不服審査会

委員 下 井 康 史

委員 永 治 衣 理

委員 海老原 佐江子